

# 鳥取県男女共同参画推進企業認定制度

## うれしい職場ささえる制度

誰もが働きやすく、能力が発揮できる  
「うれしい職場づくり」を進める企業を応援します

認定証を交付

県がホームページや冊子等での取り組みを  
広く紹介し、企業の積極的姿勢を

### 地域にアピール

次のような「うれしい職場づくり」を  
進める企業を応援します

- ①職場をあげて育児や  
介護を応援する企業
- ②ハラスメントのない  
働きやすい環境を造る企業
- ③男女を問わず能力本位で  
仕事ができる企業



鳥取県が目指している  
「男女共同参画」社会の姿

誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで  
・性別にとらわれることなく性の多様性を前提として、一人ひとりの人権が大切にされ、  
・「人」として個性と能力が十分に発揮でき、  
・自分にできることは自分で責任を持って取り組み、  
・できないところは家庭や地域や社会の制度で支え合って、  
心豊かに、いきいきと伸び伸びと暮らせる社会です。

### 【お問合せ先】

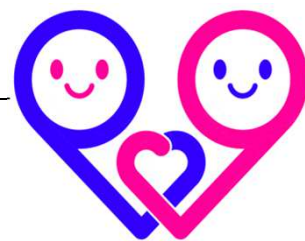
鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課

〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 電話 0858-23-3977 ファクシミリ 0858-23-3989

Eメール kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/jyosei-ouen/>

# 鳥取県男女共同参画推進企業認定制度

仕事と家庭の両立に配慮しながら、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を『鳥取県男女共同参画推進企業』として知事が認定する制度です！



鳥取県男女共同参画推進企業

※R7.3月末時点で1,100企業 認定

## 1 認定の要件

活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う企業（個人事業主を含む）法人又は団体の組織で、以下の全てを満たすことが要件です。

- ①仕事と育児・介護の両立支援のための制度を持ち、実際に利用されていること又は 今後実施を予定していること。
- ②誰もが働きやすい職場環境づくりの取組を実施していること又は今後実施を予定していること。
- ③男女均等な能力活用の取組を実施していること又は今後実施を予定していること。
- ④労働基準法、男女雇用期間均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法等の関係法令が遵守されていること。
- ⑤仕事と家庭の両立支援の取組、性別に関わらず働きやすい職場づくりの取組、性別に関わらず均等な能力活用の取組のうち、各合計点が中小企業等では5割以上、大企業等では7割以上となっていること。

## 2 申請方法及び認定の流れ

- ・申請書に審査票及び必要書類を添付し、県庁女性応援課に郵送、持参等によりご提出ください。事前に女性活躍企業推進員が訪問の上、制度内容及び必要書類等について説明させていただきます。なお、申請書及び審査票の様式は、以下の県女性応援課ホームページからダウンロードできます。  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>
- ・認定の有効期間はありますが、3年ごとに推進状況報告書をご提出いただきます。

①認定申請  
(企業→県)

②実地審査  
(県→企業)

③審査会  
(県/年4回)

④認定 ※認定書交付  
(県→企業)

## 3 認定によるメリット（支援、優遇措置等）は？

- ①県がホームページや情報誌等で企業の取組を紹介し、企業の積極的姿勢を地域にアピールします。
- ②就業規則の整備を支援するコンサルタント（社会保険労務士）の派遣を受けることができます（中小企業に限る）。
- ③ハローワークの求人票に認定企業であることを表示したり、広告、名刺等にロゴマークを使用することができます。
- ④県の建設工事及び測量等業務の指名業者選定における加点の付与、県の物品調達における入札機会の増加などの優遇措置が受けられます。
- ⑤「女性活躍に取り組む企業支援補助金」のうち以下の補助メニューを申請することができます。

補助メニュー	補助対象経費
女性の積極採用支援	女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費 (女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円] ※最大3回/企業(但し、同一年度内は一回限り)
誰もが働きやすい職場環境整備支援	誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費 (女性更衣室、利用者の多様な特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円] ※1回/企業(利用期間の制限なし)
健康課題支援	健康課題に対する取組に要する経費 (健康課題への意識醸成、外部相談窓口の活用等) [補助率1/2等、限度額10万円] ※年1回、最大3回/企業 外部相談窓口 補助率10/10

## 4 男女共同参画の取組を進めていただくと・・・

### ①優秀な人材が確保でき、定着します

子育て世代の多くは、仕事も生活も大切にしたいと考えています。仕事と生活のバランスがとれるようなライフスタイルが実現できる職場環境にすることは、優秀な人材の確保・定着につながります。

### ②労働意欲や生産性の向上につながります

育児・介護時間を確保するためにメリハリのある働き方をし、質の高い仕事をしたり、育児・介護参加などで仕事から離れる時間を持つことにより、新たな視点を商品開発に活かすなど、社員の意欲と能力を引き出すことができます。

### ③効率化のきっかけとなります

育児・介護休業や短時間勤務により、限られた時間で効率的に働くよう仕事の進め方などを見直すきっかけになります。

【問合せ先】鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課

〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5

(電話) 0858-23-3977 (ファクス) 0858-23-3989

(Eメール) kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp

